

多発する米軍人・軍属による事件に対する意見書

12月21日午前0時過ぎ、北谷町宮城の路上で酒気帯び運転で在沖米空軍嘉手納航空基地第18憲兵中隊所属の2等軍曹(31)が逮捕された。

12月18日午後11時過ぎには、同じく北谷町宮城で、検問中の警察官の停止命令に応じず逃走、追跡した警察官が約300メートル先で停車させたが、職務質問中に警察官に体当たりするなどの暴行を加えたとして、公務執行妨害容疑で在沖米陸軍トリーステーション所属の大尉(28)が逮捕された。

11月28日未明に北谷町北前では、酒に酔った嘉手納航空基地所属の1等軍曹(30)が住居侵入事件を起こし逮捕されたという事で12月4日に関係機関に対して強く抗議を行った矢先の事件である。

12月9日から軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針(リバティー制度)が緩和されたが、米軍が緩和方針を県に伝えた11月26日から今月24日までの29日間で、飲酒絡みの米兵による事件・事故が6件も発生している。しかも指導的立場にある将校や取り締まる側の憲兵隊が飲酒がらみの事件を起こし逮捕されたのである。もはや米軍内部の組織統制が機能していない。

本町議会は、在沖米軍人による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、全く改善されず極めて遺憾である。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 リバティー制度の緩和措置を取消し、規制を継続させること。
- 2 米軍人、軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行わせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長